

## 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

令和5年5月12日  
午前10時15分開議

●臨時議長（中川議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。

●臨時議長（中川議員） ただちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●臨時議長（中川議員） 日程第1「仮議席の指定」を行います。  
仮議席は、ただいま、ご着席の議席といたします。

●臨時議長（中川議員） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、臨時議長において、2番 室崎議員、3番 音喜多議員を指名いたします。

●臨時議長（中川議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時27分再開

●臨時議長（中川議員） 本会議を再開いたします。

●臨時議長（中川議員） 日程第3「選挙第1号 議長の選挙」を行います。  
選挙は、投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

（議場封鎖）

●臨時議長（中川議員） ただいまの出席議員数は、12人です。  
次に、立会人を指名します。

厚岸町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 室崎議員、12番 金子議員を指名します。

●臨時議長（中川議員） 投票用紙を配ります。

(投票用紙を配付)

- 臨時議長（中川議員） 投票用紙の配付もれはありませんか。

(なし)

- 臨時議長（中川議員） なしと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 臨時議長（中川議員） 異常なしと認めます。  
ただいまから、投票を行います。  
念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票願います。  
点呼を命じます。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

- 議会事務局長（亀井局長） それでは2番 室崎議員お願いします。3番 音喜多議員、4番 佐藤議員、5番 南谷議員、6番 石澤議員、7番 桂川議員、8番 竹田議員、9番 大野議員、10番 堀議員、11番 杉田議員、12番 金子議員、臨時議長 中川議員お願いいたします。

- 臨時議長（中川議員） 投票もれはありませんか。

(なし)

- 臨時議長（中川議員） 投票もれなしと認めます。  
投票を終わります。

- 臨時議長（中川議員） 開票を行います。  
2番 室崎議員、12番 金子議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

- 臨時議長（中川議員） 選挙の結果を報告します。  
投票総数12票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票12票、無効投票0票です。  
有効投票のうち、南谷議員が3票、大野議員が9票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、堀議員が議長に当選されました。

- 臨時議長（中川議員） 議場の出入り口を開きます。

（議場解放）

- 臨時議長（中川議員） ただいま議長に当選されました大野議員が、議場にいられますので、厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

- 臨時議長（中川議員） 発言はございませんか。  
大野議員。

- 議長（大野議長） 皆さんお陰様をもちまして議長に選任されました。今後4年間どうぞよろしくお願いいたします。また、町長をはじめ職員の方も今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

- 臨時議長（中川議員） これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。  
大野議長、議長席にお着き願います。

（議長席に大野議長着席）

- 議長（大野議長） 引き続き日程第4「会期の決定」を議題にいたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） ご異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

- 議長（大野議長） 本会議を休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時42分再開

- 議長（大野議長） 本会議を再開します。

- 議長（大野議長） 日程第5「選挙第2号 副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場封鎖)

- 議長（大野議長） ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

厚岸町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 室崎議員、12番 金子議員を指名します。

- 議長（大野議長） 投票用紙を配ります。

(投票用紙を配付)

- 議長（大野議長） 投票用紙の配付もれは、ございませんか。

(なし)

- 議長（大野議長） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 議長（大野議長） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から順次、投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

- 議会事務局長（亀井局長） それでは1番 中川議員お願いします。2番 室崎議員、3番 音喜多議員、4番 佐藤議員、5番 南谷議員、6番 石澤議員、7番 桂川議員、8番 竹田議員、10番 堀議員、11番 杉田議員、12番 金子議員お願いします。大野議長お願いします。

- 議長（大野議長） 投票もれはございませんか。

(なし)

- 議長（大野議長） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

- 議長（大野議長） 開票を行います。

2 番 室崎議員、12番 金子議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

- 議長（大野議長） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票10票、無効投票2票であります。

有効投票のうち、中川議員2票、竹田議員8票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、竹田議員が副議長に当選されました。

- 議長（大野議長） 議場の出入り口を開きます。

（議場解放）

- 議長（大野議長） ただいま副議長に当選されました竹田議員が、議場にいらっしゃいます。

厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

- 議長（大野議長） 発言はございますか。

8 番、竹田議員。

- 副議長（竹田副議長） 私、今期6期目の当選をさせていただきました。この6期の中で町長を始め、副町長そして理事者の皆様方にいろいろご指導ご鞭撻をいただきながら、今までやってこれたのも事実だという風に思っております。

また、議員各位の皆様にもご指導ご鞭撻をいただいて自分自身があるということを肝に銘じて今後この6期目の4年間で皆さんと共に良き厚岸町、町政を担っていこうと誓い申し上げて私の当選の言葉とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

- 議長（大野議長） 本会議を休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時57分再開

- 議長（大野議長） 本会議を再開します。

- 議長（大野議長） 日程第6「議席の指定」を行います。

議席は、厚岸町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。  
氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

- 議会事務局長（亀井局長） 議席番号を朗読させていただきます。

2番 室崎議員、3番 佐藤議員、4番 金子議員、5番 音喜多議員、6番 中川議員、  
7番 南谷議員、8番 石澤議員、9番 桂川議員、10番 堀議員、11番 杉田議員。  
以上でございます。

- 議長（大野議長） ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

- 議長（大野議長） 本会議を休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時07分再開

- 議長（大野議長） 本会議を再開いたします。

- 議長（大野議長） 日程第7「選任第1号 常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務産業常任委員会委員に、竹田議員、佐藤議員、金子議員、中川議員、桂川議員、堀議員、杉田議員、以上7人。

厚生文教常任委員会委員に、室崎議員、音喜多議員、南谷議員、石澤議員、大野議員、以上5人。

広報常任委員会委員については厚岸町議会委員会条例第7条第5項の規定により、議長を除く前期2年の令和7年4月30日までは議席の奇数番号であります竹田議員、佐藤議員、音喜多議員、南谷議員、桂川議員、杉田議員の6人。後期2年の令和7年5月1日から令和9年4月30日までは議席の偶数であります室崎議員、金子議員、中川議員、石澤議員、堀議員の5人。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

- 議長（大野議長） 本会議を休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時39分再開

●議長（大野議長） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議長） 諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に佐藤淳一委員、副委員長に金子勇委員。

厚生文教常任委員会委員長に室崎正之委員、副委員長に石澤由紀子委員。

広報常任委員会前期2年の令和7年4月30日までの委員長に杉田尚美委員、副委員長に桂川実委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。以上で、諸般報告を終わります。

●議長（大野議長） 日程第8「選任第2号 議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員は、厚岸町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により、議長を除く議員全員で構成することとなっております。

よって、厚岸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員に議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く議員全員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

●議長（大野議長） 本会議を休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時45分再開

●議長（大野議長） 本会議を再開いたします。

●議長（大野議長） 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に堀委員、副委員長に中川委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

- 議長（大野議長） 日程第9「選挙第3号 釧路東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

釧路東部消防組合議会議員に、金子議員、中川議員、石澤議員、杉田議員、以上4人を指名いたします。

- 議長（大野議長） お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、金子議員、中川議員、石澤議員、杉田議員、以上4人を釧路東部消防組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、金子議員、中川議員、石澤議員、杉田議員、以上4人が、釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路東部消防組合議会議員に当選されました、4人の議員が議場にいらっしゃいますので、本席から厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

- 議長（大野議長） 日程第10「選挙第4号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員に中川議員を指名します。

- 議長（大野議長） お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、中川議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中川議員が、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました、中川議員が議場にいらっしゃいますので、本席から厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

- 議長（大野議長） 日程第11「選挙第5号 釧路広域連合議会議員の選挙」を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

釧路広域連合議会議員に石澤議員、堀議員以上2名を指名いたします。

- 議長（大野議長） お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、石澤議員、堀議員以上2名を釧路広域連合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました石澤議員、堀議員以上2名が釧路広域連合議会議員に当選されました。

ただいま釧路広域連合議会議員に当選されました、2名の議員が議場にいらっしゃいますので、本席から厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

- 議長（大野議長） 日程第12「報告第1号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第1号専決処分事項の報告についてその内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

国民健康保険特別会計において、令和3年度国民健康保険災害等臨時特例補助金国庫分の交付額の確定に伴い、返還金が生じ、それに対する予算が不足したため、その財源に要する予算が一般会計から必要であり、緊急執行を要した令和4年度厚岸町一般会計補正を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページをご覧ください。

総総専第1号専決処分書地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日付けであります。

令和4年度厚岸町一般会計補正予算8回目。

令和4年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ750万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ117億1,192万3千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

3ページから4ページまで。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入、歳出ともに1款1項に渡ってそれぞれ750万4千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

7ページをお開き願います。

歳入であります。12款1項1目1節、地方交付税750万4千円の増。特別交付税補正財源調整のための計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。

歳出であります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費750万4千円の増は国民健康保険特別会計収支への補正財源調整による繰り出し金の増であります。

以上で報告第1号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議長） 日程第13「報告第2号 専決処分事項の報告について」を議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第2号専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険税の減免に対する令和3年度国民健康保険災害等臨時特例補助金国庫分の交付額の確定に伴い、返還金が生じ、それに対する予算が不足したため、その経費に要する予算が必要であり、緊急執行を要した令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

12ページをご覧ください。

総総専第2号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日付であります。

令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算4回目。

令和4年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ750万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,826万1千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

13ページから14ページまで。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに1款1項に渡って、それぞれ750万4千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

17ページをお開き願います。

歳入であります。6款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金、750万4千円の増。補正財源調整のための計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

19ページをお開き願います。

歳出であります。9款 諸支出金 1項 償還金及び還付金 3目 償還金750万4千円の増。令和3年度に交付された国民健康保険災害等臨時特例補助金国庫分の精算に伴う返還金の計上であります。

以上で報告第2号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

●南谷議員 20ページですか。20ページの歳出 償還金 750万4千円、ここでお尋ねをさせていただきます。

ただいま説明がありました令和3年度の国保の国民健康保険災害臨時特例補助金の償還金となっているんですよ。国に750万戻すよって。令和4年度を令和5年度にもう既に入ってるわけでございますから、財源がないから財源不足のために補填して償還するよってことなんですけれども、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

令和3年度の交付額、確か800何万かだったと思うんですけれども、総体の交付額がいくらで、今回750万を償還するということですから、この辺の数字についてですね当初国からいくらきたのか。実際に厚岸町でその令和4年度の実績というんですか、これらがどういう関係で結果的に750万戻すのか、この辺についてで全く説明ないんですよ。当初に国からは830万ぐらい来たと思うんです。交付金として。今回財源がないから今年度返すよってきたんだけど、この辺の内容についてもう少しきちっと説明をしてくだ

さい。750万を戻すことが駄目だと言っているわけではないんですよ。当初いくら来て、何年度に3年度に、これらについてもう少し厚岸町で実際にこの補助金を対象になった請求がいくらで、結果的にこういう風に余りました。こういうものについてもう少しきちんと説明してください。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。ただいまの質問でございますが当初令和4年1月6日に申請をしまして、その時の申請額につきましては835万6千円。その後、令和4年3月8日に交付決定を受けております。

実績でございますが令和4年5月30日をもって実績報告をしております。その件数につきましては6件ございまして、減額142万2,500円でございます。そのうち国の分につきましては85万2千円となっております。

この差し引きが今回750万4千円ということになってございます。

通知でございますが、令和4年5月30日に実績報告をして、今年令和5年3月28日に厚生労働省から交付決定がなされております。その後、北海道から3月30日に交付決定の通知が来ているところでございます。

- 南谷議員 そうすると6件で142万5千円町民からその申請があった、こういうことですよ。そうすると147万っていうものをその800何万から引いた差額が、750万だと、こういうことでしょうか。ちょっとしつこいようなんですけれども。

それから確か道からの補助もあったと思うんですよ。この交付金っていうのは10分の6が国の補助で、10分の4は北海道かどこか補充してるはずなんです。この辺の絡みについても触れていません。この辺についてきちっと数字の展開でわかるようにしてくださいや。

国の補助100パーセントならわかるんですよ。100パーセントでないはずですよこれ制度上、きちんとその辺も町民から140万円の申請があった、少なくとも750万という数字に至るまでにきちんと国の補助と道の補助があったはずなんです。これらについてもきちっと説明をしてください。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。まず国の分でございますが、10分の6が該当となりまして北海道の分につきましては10分の4ということになってございます。

先ほども国の分につきましては、交付申請の際に835万6千円で実績で85万2千円、差し引き750万4千円となっております。それから北海道につきましては557万2千円の申請をして実績が57万円、差し引き500万飛んで2千円が返還の予定となっております。

また、北海道の返金につきましては今後北海道の方から交付決定通知がなされ、予定としては9月補正予算に計上して支出する予定となっております。

- 議長（大野議長） 他ございませんか。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議長） 日程第14「報告第3号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、報告第3号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

今般、国は、現下の経済情勢等を踏まえ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等の納税環境の整備、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるとし、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等を、令和5年3月31日に公布し、原則として、同年4月1日から施行するとしました。

この法律等が施行されたことに伴い、令和5年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要性が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって、町税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書22ページ。

総総専第3号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の報告第3号、説明資料、新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限の延長、地方税法の改正に伴う固定資産税における特例規定の整備、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長、などであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページ、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等について規定している第33条の5の改正は、地方税法施行規則様式に、地方税統一QRコードに対応した個人住民税の特

別徴収の納入書の様式が新設されたことによる規定の整備、及び、改正後の地方税法に合わせた字句の整理をするものであります。

1 ページから 2 ページにかけてであります。法人の町民税の申告納付について規定している第33条の 7 の改正、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について規定している第33条の 9 の改正は、地方税法施行規則様式に、地方税統一 Q R コードに対応した法人住民税の納付書の様式が新設されたことによる規定の整備、及び、改正後の地方税法に合わせた字句の整理をするものであります。

2 ページから 3 ページにかけてであります。たばこ税の申告納付の手続について規定している第85条の改正、たばこ税に係る不足税額等の納付手続について規定している第88条の改正は、地方税法施行規則の様式に、地方税統一 Q R コードに対応したたばこ税の納付書の様式が新設されたことによる規定の整備及び改正後の地方税法に合わせた字句の整理をするものであります。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定している附則第 8 条の改正は、地方税法の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を 3 年間延長するものであります。

読替規定について規定している附則第10条の改正は、地方税法の改正において、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を規定していた法附則第64条が削られたことによる規定の整備であります。

3 ページから 4 ページにかけてであります。法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合について規定している附則第10条の 2 の改正は、地方税法の改正において、固定資産税等の課税標準の特例における心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置を規定していた法附則第15条第 4 項が削られたことによる項番号の繰り上げに伴う地方税法引用項番号の変更及び法附則第64条が削られたことによる規定の整備であります。

4 ページから 5 ページにかけてであります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定している附則第10条の 3 の改正は、地方税法施行規則に項が新設されたことによる引用項番号の変更であります。

なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

軽自動車税の環境性能割の非課税について規定している附則第15条の 2 の改正、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定している附則第15条の 7 の改正は、地方税法の改正において、新型コロナウイルス感染症対策によって15カ月延長されていた消費税引き上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定が削られたことに伴い、規定を削るものであります。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定している附則第15条の 2 の 2 の改正は、附則第15条の 2 が削られたことによる、条の繰り上げであります。

5 ページから 8 ページにかけてであります。軽自動車税の種別割の税率の特例について規定している附則第16条の改正は、地方税法の改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例についての特例の期間を、25%軽減の対象については 2 年間延長、25%軽減の対象以外については 3 年間延長するもの並びに臨時的軽減措置である第 3 項から第 6 項を

削る改正、第3項から第6項が削られたことに伴う引用項番号の変更及び項番号の繰り上げであります。

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定している附則第16条の2の改正は、前条の第3項から第6項が削られたことに伴う、引用項番号の変更であります。

8ページから9ページにかけてであります。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定している附則第17条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長するものであります。

議案にお戻りいただき、24ページをお開き願います。

附則であります。

第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置であります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第3号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議長） 日程第15「報告第4号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、報告第4号専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書26ページをお開きください。

この度の専決処分事項の報告につきましては、先の報告第3号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、令和5年度の都市

計画税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

議案書27ページ。

総総専第4号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の報告第4号説明資料新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、地方税法の改正に伴う引用項番号の変更による規定の整備のほか、地方税法附則第15条第46項に、新たにバス事業者が路線の維持に取り組みつつ、EVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置の規定が新設されたことに伴う規定の整備であります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

法附則第15条第33項の条例で定める割合について規定している附則第2項の改正、法附則第15条第39項の条例で定める割合について規定している附則第4項の改正は、地方税法の改正において法附則第15条第4項が削られたことに伴う地方税法引用項番号の変更であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

都市計画税の課税標準の特例について規定している附則第14項の改正は、地方税法の改正において、法附則第15条第4項が削られたことに伴う地方税法引用項番号の変更及び法附則第15条第46項が新設されたことに伴う規定の整備であります。

議案書にお戻りいただき、27ページをお開き願います。

附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。第2項及び第3項は、経過措置についての規定であります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第4号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（大野議長） 日程第16「報告第5号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました 報告第5号専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布、このうち国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されたことと、総務省から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の取り扱いが示されたことから、令和5年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日及び当該減免の開始日となる4月1日から施行する必要性が生じたもので、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案書30ページであります。

総総専第5号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は、地方税法施行令の改正と同様に、中間所得者層及び低所得者層の負担の上昇を抑制し、被保険者間の負担の公平を図るため、国民健康保険税の課税額のうち後期高齢者支援金等課税限度額及び減額後の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げたことと、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るため、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定となる所得基準の上限を引き上げ、軽減の対象範囲を拡充したこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の取り扱いに合わせ、減免対象に令和4年度相当分の保険税で、令和4年度末に国民健康保険の資格を取得したことにより令和5年4月以降に納期限が定められたものを減免対象に追加したほか、規定中の字句の整理と明確化をしたものであります。

それでは、別にお配りしている報告第5号説明資料 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて報告第5号参考資料① 改正内容の概要、報告第5号参考資料② 関係法令の抜粋及び用語の説明、報告第5号参考資料③ 申請期限に係る例規の抜粋を配布しておりますので参考としてください。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定している第 2 条第 3 項の改正は、ただし書で規定している後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 20 万円から 22 万円に改めたものであります。

この改正により影響を受けるのは、令和 4 年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯となる 107 世帯、調定額で約 201 万円の増額が見込まれるところであります。

2 ページをご覧ください。

次に、国民健康保険税の減額について規定している第 21 条中の改正についてであります。

まず、国民健康保険税の 7 割、5 割、2 割軽減の対象となる場合の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額を規定している第 1 項各号列記以外の部分の改正は、第 2 条第 3 項の改正に併せて、後期高齢者支援金等課税額を第 21 条第 1 項各号に掲げる、ウの被保険者均等割額とエの世帯別平等割額を減額して得た額の課税限度額 20 万円を 22 万円に改めたものであります。

3 ページをご覧ください。

次に、国民健康保険税の 5 割軽減の対象となる場合に、国民健康保険税から減額する額を規定している同条第 2 号の改正は、対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準中にある、基礎控除額 43 万円に、被保険者と特定同一世帯所属者 1 人につき加算する額 28 万 5 千円を 29 万円に改めたもので、この改正により所得基準が引き上げられ、5 割軽減該当世帯の拡充が図られたものであります。

この改正による影響については、令和 4 年度の課税データで試算した場合、2 割軽減世帯からの移行により 2 世帯増加し、調定額では約 14 万 6 千円の減額となります。

次に、国民健康保険税の 2 割軽減の対象となる場合に、国民健康保険税から減額する額を規定している同条第 3 号の改正は、対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準中にある基礎控除額 43 万円に、被保険者と特定同一世帯所属者 1 人につき加算する額を 52 万円から 53 万 5 千円に改めたもので、この改正により所得基準が引き上げられ、2 割軽減該当世帯の拡充が図られたものであります。

この改正による影響は、令和 4 年度の課税データで試算した場合、新たに 6 世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた 5 割軽減に 2 世帯が移行するため、4 世帯増加し調定額で約 9 万 9 千円の減額となります。

なお、先ほどの 5 割軽減と 2 割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は 6 世帯増加し、調定額で約 24 万 5 千円の減額となります。

5 ページをご覧ください。

第 21 条の 2 の改正は、規定中の字句の整理、第 22 条の 2 第 2 項の改正は、特例対象被保険者等を把握する書類の明確化をするものであります。

附則第 2 項の改正は、規定中の字句の整理であります。

6 ページから 8 ページをご覧ください。

附則第 3 項から第 4 項、第 6 項から第 9 項及び第 12 項から第 13 項の改正は、規定中の字句の整理であります。

8 ページ下段から 9 ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免について規定している附則第15項の改正は、令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が設定された令和 4 年度分国民健康保険税を減免対象に加えるものであります。

なお、この減免に係る申請期限は、報告第 5 号参考資料③にありますように令和 5 年 12 月 31 日までとし、減免した保険税の全額が令和 5 年度の特別調整交付金により財政支援される予定であります。

議案書 31 ページにお戻りください。

附則であります。

第 1 項は施行期日で、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例第 2 条及び第 21 条の規定は令和 5 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和 4 年度分までの保険税については、なお、従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第 5 号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

ただいまの説明で国保の税額の限度額上がるよと、107 世帯で厚岸町では 210 万のアップとなる。この補正計上はないんですよ。今回、今説明あったんですけど。予算の方ではどのような処置になるのでしょうか。今回条例は改正しているんですけども、予算計上はないんですよ。この辺について説明してください。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。この度の条例改正につきまして、特段予算の措置はございません。令和 5 年度分の予算につきましては、4 年度分のことで反映させていっているところがございますので、この度の改正に伴いまして令和 5 年度中に補正で対応していきたいというところがございます。

●南谷議員 いずれ修正なるよということで理解をさせていただきました。

何点かお尋ねさせていただくんですが、今回この改正について厚生文教常任委員会 2 月 24 日開催してますけれども、この辺で説明をされてるということで理解をさせていただきました。

私は今回の改正については、意見はあるんです。中間層からもらっているよと。こういう不公平さというのはあるのかなと。それぞれ議員皆さん思いはあると思うんですけども、改正するものには国で方向性示してるわけですから、賛同せざるを得ない。そこでお尋ねするんですが、実は今回軽減執行、2 本立てになってますよね。減免措置と課税と今回の条例改正については。下の方の下段の方で 5 割、2 割のそれぞれ 5 千円と 1 万 5 千円の町民にとっては引き下げ引き上げになったよと、控除する額が上がったよと。ということで町民にとってより有利な措置を取られてるよと。この措置の方法につい

て軽減処置が後期高齢者医療保険の方でもされていますよね。今回たまたまこっちは条例で制定されてるんですけども、後期高齢者の方でも同じような改正があるんですけども、厚文の方では説明されてるんですけども、総務産業常任委員会の方の議員さん半分いるんですけども全くわかりませんよ。同時発行なんですよ。言っている意味分かりますか。片方は条例で定めてるから今上程になっているんだけど、同じ内容で同じ原因で発生してる後期高齢者の改正が同日でなるんだけど、総産の委員の皆、議員の皆さんには全く周知がないんですよ。この辺については、やっぱり僕はきちっと文書でもいいから通知をしていただきたい。こういう改正がありましたで。厚生文教常任委員会で当然調査となり、そういう説明があったからそれに対しては僕は大変良いことだと思うんですよ。だけど総産の議員の皆さんは全く今たまたま僕は質問してるんだけど、そういう話があったっていう話を聞いているんだけど、この改正について半分の議員は全く知らないわけですよ。この辺についてはいかがでしょうか。駄目だということを言っているんじゃないんですよ。きちんとこういう改正がありますよぐらいの話は僕は必要だと思うんで、同時改正であるんであれば少し配慮していただけないでしょうか。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。この度の改正に合わせて北海道の方で後期高齢者医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって取り進めております。窓口業務につきましては、保険証の引き渡しや届けの窓口業務につきましては市区町村の方でやっております。議員おっしゃることでございますが、今後はそういった内容も含めまして厚生文教常任委員会、それから総務産業常任委員会の各委員長に相談しながら取り進めて、検討していきたいなという風に思っているところでございます。

- 議長（大野議長） 他ございませんか。

（なし）

- 議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（大野議長） 日程第17「報告第6号 専決処分事項の報告について」を議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました報告第6号 専決処分事項の報告について その内容をご説明申し上げます。

この度の改正は厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについてが示されたことから、令和5年度の介護保険料賦課事務の執行上、厚岸町介護保険条例を直ちに改正し、当該減免の開始日となる4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日 専決処分をもって厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例を制定いたしましたもので、同法同条の第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案書33ページをお開き願います。

総総専第6号 専決処分書 地方自治法179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険の第1号被保険者の保険料の減額措置に対する財政支援の取り扱いに合わせ、令和4年度相当分の保険料で令和4年度末に介護保険の資格を取得したことにより、令和5年4月以降に納期限が定められた保険料を減免対象に追加したものであります。

それでは別にお配りしております報告第6号 説明資料 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

改正内容の説明につきましては、この新旧対照表により行わせていただきますが、併せて報告第6号 参考資料 申請期限にかかる例規の抜粋を配布しておりますので参考としてください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

附則第10条第1項は新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に減免対象となる保険料の納期限について定めていますが、これに令和4年度相当分の保険料であって 令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したことで、令和5年4月1日以降に納期限が定められる保険料を加えるものであります。

なお、この減免にかかる申請期限は報告第6号 参考資料 申請期限にかかる例規の抜粋にありますように令和5年9月30日までとし、減額した保険料の全額が令和5年度の特別調整交付金により財政支援される予定であります。

議案書33ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上簡単な説明ではございますが、報告第6号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議長） 日程第18「報告第7号 専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました報告第7号 専決処分事項の報告について その内容をご説明申し上げます。

本町では国の基準に準じて職員に支給する特殊勤務手当のうち、防疫と作業手当について令和4年12月14日から町立厚岸病院内に設けた新型コロナウイルス感染症の感染者を一時受け入れを行うための隔離病室において、職員が感染者の対応をした際に特例として通常の防疫等作業手当とは別に規定を定め、支給しております。

この度、令和5年5月8日付で感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の扱いが感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が高い感染症とされる2類相当から国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供、公開していくことによって発生、蔓延を防止すべき感染症とされる5類に変更となったことに伴い、国における新型コロナウイルス感染症に関する防疫等の作業手当の特例が同日付で廃止されました。

本町においても国の基準に準じて設けた特例であり、国と同様に廃止とするもので、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年5月8日、専決処分を持って厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書35ページであります。

総総専第7号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

なお、条例の改正内容の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配布しております報告第7号 説明資料の新旧対照表及び報告第7号 参考資料の厚岸町職員の

特殊勤務手当の支給に関する規則新旧対照表については、参考として合わせてご参照いただきたいと思います。

はじめに第4条の2を削る改正であります。

第4条の2は新型コロナウイルス感染症に関する防疫等作業手当の特例を規定するものですが、当該特例を廃止するため同条を削るものです。

次にこの条例の附則であります。

附則はこの条例の試行期日で、この条例は令和5年5月8日から施行するものとするものであります。

なお、この改正の内容については、令和5年4月28日付け文書により自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年5月2日付け文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

以上簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議長） 日程第19「議案第34号 監査委員の選任に対する同意を求めることについて」を議題とします。

●議長（大野議長） なお、桂川議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（桂川議員退場）

●議長（大野議長） 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、「議案第34号 監査委員の選任に対する同意を求めることについて」、その提案理由をご説明いたします。

本町の監査委員のうち、議員のうちから選任される監査委員につきましては、その任期が地方自治法第197条の規定により、議員の任期によるものとされていることから、中屋敦議員は本年4月30日をもって任期が満了となっております。

このため、同法第196条第1項の規定により、厚岸町議会議員のうちから選任する監査委員について、次の方を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町湾月1丁目65番地。氏名、桂川<sup>かつらがわみのる</sup>実。生年月日、昭和32年1月27日。性別、男であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜われますようお願いいたします。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

●議長（大野議長） 日程第20「議案第35号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第35号 損害賠償の額を定めることについて その提案内容をご説明申し上げます。

議案書37ページをご覧ください。

排雪作業中の事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1 損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町湾月1丁目20番地 北海道厚岸翔洋高等学校であります。

2 事故の概要でございますが、令和5年2月13日午後3時頃、湾月1丁目20番地において建設課土木作業員が職務上、町有車両で排雪作業を行っていた際、操作を誤り厚岸翔洋高等学校が所有するフェンスに接触し、フェンスを損傷させた事故であります。

なお、過失割合は町が100パーセントであります。

3 損害賠償額であります8万円です。

排雪作業にあたりましては細心の注意を払い行っておりましたが、安全管理を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく反省しているところであります。

幸いにして怪我人はありませんでしたが、今後の再発防止に向け徹底した指導を行っていきたく存じます。

以上簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議長） 日程第21「議案第33号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第33号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

令和5年度厚岸町 一般会計補正予算 1回目。

令和5年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ5,241万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,321万9千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページに渡り、第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款3項、歳出では2款2項に渡ってそれぞれ5,241万4千円の増額補正であ

ります。

事項別によりご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

16款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 目 衛生費国庫負担金 1 節 保健衛生費負担金 1,653万4千円増。新型コロナウイルスワクチン接種に伴う負担金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の新型コロナウイルスワクチン予防接種において説明いたします。

2 項 国庫補助金 2 目 民生費国庫補助金 2 節 児童福祉費補助金 550万5千円の増。子育て世帯等への臨時特別支援に要する費用に対しての国庫補助金で、内訳は事業費補助金500万円、事務費補助金50万5千円の新規計上であります。充当事業の内容につきましては、歳出予算の子育て世帯生活支援特別給付金給付と子育て世帯生活支援特別給付金給付事務において説明いたします。

3 目 衛生費国庫補助金 1 節 保険衛生費補助金 2,582万1千円の増。新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する補助金の増で、充当事業については歳出予算の健康管理システム整備事業と新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保において説明いたします。

21款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金455万4千円の増。補正財源調整のための計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページを開き願います。

歳出であります。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 6 目 諸費 550万5千円新規計上。

子育て世帯生活支援特別給付金給付500万円は、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し支援金を給付するものであります。その内容は1人につき5万円を給付するもので、対象見込み数は100人に対し、補助金500万円の給付金の計上で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務50万5千円は給付金給付事務にかかる事務費として、主に職員の超過勤務手当や申請案内通知郵送代などの計上であります。

4 款 衛生費 1 項 保険衛生費 7 目 諸費4,690万9千円、新規計上。

次ページに渡り健康管理システム整備事業30万8千円は新型コロナウイルスワクチン接種対応に関わる健康管理システムの改修費の計上。

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保3,006万7千円は新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に要する事務管理経費の計上で、その内容は主に会計年度任用職員1名の雇用に伴う給料、職員手当と健康管理保険料と福祉協会及び退職手当組合への負担金の計上と、健康被害調査委員会委員への謝礼金及び旅費の計上のほか、通信運搬費208万5千円は主にワクチン接種接種券郵送代などの計上。

予防接種業務委託料120万円は超低温冷凍庫維持管理費と小児接種に関わる看護師配置委託料の計上。

接種券印刷封入委託料210万円はワクチン接種券の印刷及び封入に関わる委託料の計

上。

予防接種予約業務委託料2,019万6千円は接種予約に要するコールセンター業務委託料と予約システムの運用業務委託料の計上であります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種1,653万4千円はワクチン接種に対する委託料の計上であります。

次ページ、12ページから13 ページまで会計年度任用職員人件費等の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上で歳出の説明を終わります。

以上をもちまして議案第33号令和5年度厚岸町一般会計補正予算1回目の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。

●南谷議員 3点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず9ページですか、ここで3款 2項 6目 諸費。

ここで子ども1人に5万円の支給、100人分だよという説明がありました。100名の算出根拠です。全体人数が対象人数が18歳まで厚岸町で子どもは何人いるのか。そのうち、100人を試算されているんですけれども、その制度上ですねこういう人に対象になりますよってあると思うんですよ。これらについて説明をして、結果的に100名になりましたって計算根拠、こういうことを基に100名になりましたっていうのを少し説明してください。

2点目です。11ページの方なんですけれども、ここでの諸費なんですけど、さっき説明あったんですよ。4,690万9千円のうち、11ページに大きいので予防接種予約業務委託料2,019万6千円とこの中で新型コロナウイルスワクチン予防接種の内容について、2,600万、2,196万とそれから、まずこの2千飛んで19万6千円の内容をもう少し委託するよというものについて、もう少し詳しく説明をしてください。

3点目です。6ページです。6ページの歳入なんです。財源調整で前年度繰越金45万4千円の計上がなされております。確か出納閉鎖が5月31日ですから、それ以前でございますから令和4年度会計がまだ締め切っていない時点での繰り出し。よくあるんですけれども、不確定の中で455万4千円を財源補填のために繰り入れ計上をしておるんですけれども、繰越金の見通しでございます。令和3年度は令和4年度に向けて2億9,267万7,318円を繰り越してるんですよ。当初予算に。後で補正で最終的に令和3年度は2億9,200万繰り越しをしておるんですけど、令和4年度まだ締め切っていないんですけれども、現時点で概略でいいですからどんな見通しになるのかお尋ねをさせていただきます。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

先に9ページ民生費 児童福祉費 諸費の部分につきまして、今回の給付金、金額にして500万円、人数にして100件の計上をさせていただいたところで、ご質問の中では18歳以下の子どもの人数、それからその中から対象者を100名にしている、100名の積算の内

容についてというか、100名の根拠についてお答えさせていただきます。

令和5年3月31日付けですが、18歳以下の当町の人口につきましては、1,013人となっております。

この事業の対象につきましては、食料等の物価高騰に対しての低所得子育て世帯に対する支援ということで、制度につきましては町が行う事業につきましては1つは昨年度行いました同事業です。コロナ禍における原油価格高等緊急対策を行わせていただいた昨年度事業の実績81名がまず対象となるものであります。

さらに児童扶養手当受給者以外の令和4年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯、昨年度と重複しない形で新たな均等割の非課税子育て世帯の部分、それと生活保護世帯につきましては3人から6人程度を見込んでおりまして、さらにいわゆる家計急変、所得等に急変があったということでの状況を踏まえまして、約100人という計上をさせていただいたところでございます。

なお、この事業につきましては昨年度の事業対象者、事業実績者とそれからさらに所得状況のわかる対象世帯につきましてはプッシュ型ということで、こちらから対象になる方把握した上で、早急に支給できるような手続きができるもので、家計急変等につきましては申請をいただく状況がありますので、今年度かけて申請をいただきながら支給をするというような流れとなっております。

続きまして衛生費 保険衛生費 諸費 新型コロナワクチンの予防接種体制整備の方の委託料です。

予防接種予約業務委託料2,019万6千円の費用につきましてはでございます。これにつきましては、一般的に言われております予約システムコールセンターの委託業務となっております。

厚岸町では一番最初にワクチンの接種を開始した頃に高齢者等数千人の対象者に対して接種を行うにあたっては、申し込み、予約について電話での申し込みですとかにおいて混乱が生じて、なかなかその手段について課題があったということを踏まえまして、その後コールセンターの予約のシステムを導入する形となっております。

昨年度につきましてもコールセンターを活用した上で、今年度行うにあたりましても同様にコールセンターの委託を行うこととして、予算を計上させていただいております。

この費用の内訳につきましては、昨年度につきましてはコールセンターの担当者5席というような設定、5人が厚岸町の担当になって予約を受け付けて対応すると。今年度につきましては、接種対象、接種回数が少ないということがあって、5席だったものを3席に減らして設定をしております。その分多少減額とはなっておりますが、コールセンターの元々の予約システムとしては、月額で38万5千円。さらにはコールセンターの利用料が月額110万円。さらには3千人くらいの規模を年2回程度、再勧奨というんですかね、不在の場合は3回まで電話かけをして勧奨するという、リマインドというような事業も行うんですが、これについては1回118万8千円、これを2回行うといったような高額な経費とはなりますが、この委託料となっております。背景としましては今回の今年度の予防接種費用につきましては、感染症法では2類から5類に感染症としては下がったんですが、予防接種法につきましては変わってございません。このため、コロナワクチンの費用につきましては全額が国費ということで賄われることとなっております。

す。このため、国では今年度につきましてはまず国で費用をみるんですが、これまでの経過からコールセンターにかかる費用は結構課題になってたようです。高額な経費となっているんじゃないかということで、今年度については接種1回に対して事務費相当の部分を2,300円程度になります、上限を設けた単価を設定してございます。ただ今年度始まって、今言われております春夏接種、それから秋冬摂取、大きく2回の接種となりますが、春夏接種の部分につきましては、この単価の上限を超えても補助対象とするということで、全額が対象となる予定となっておりますが、秋冬につきましては上限設定した単価を基本的には使うということで、その経費の是正を図ろうということが通知されている状況となっております。ただ、今回予算を1年分一応みさせていただきました。国の動向としましては12月以降の予防接種のスケジュールは全く出ておりません。ただ今年度2回接種するということで、医療従事者、高齢者、基礎疾患者については年2回、それ以外の65歳未満の方につきましては年1回の接種という状況ですが、これらの年額を計上させていただいてるところです。コールセンターの費用につきましてもこの年額として、金額にしまして2,019万6千円を計上しているという内容となっております。続きまして予防接種委託料ということで1,650万円。

わかりました、以上です。

- 総合政策課長（三浦課長） 繰越金につきまして、見込みの方をお答えさせていただきたいと思います。

今回まだ議員も言われたとおり5月31日出納閉鎖が終えておりません。今まさしく確認作業をそれぞれ担当課で行っておりまして、また、出納閉鎖までに歳入の方、こちらの方を一生懸命それぞれの担当課が収入確保に向けて今努力をしている最中でございます。そういった中では、今回のこの繰越金の予算計上に至ったこの金額でございますが、まずはこの年度間の会計で決算、これで剰余金が生じた場合は、2分の1の範囲内で基金に積む、または当該年度の会計へ入れるということで、地方財政法上の部分で例年厚岸町も行っております。そういった中での数字でございますが、今の確実なものということで私たち令和4年度でまず歳入で入ってきた数字の中で、まず特別交付税です。こちらの方が予算計上では3億飛んで750万4千円ということでありますので、令和4年度の確定数字は5億2,963万6千円ということで、こちらだけで2億2,213万2千円の剰余金が発生する。その他、地方消費税交付金で約1,600万それと自動車重量税で370万。こちらの方が予算より多く収入されているということでございます。

れと一方、歳出の方でございます。

まだまだ支払いの方、確定していませんので、今確実な調査をそれぞれしているんですが、まず除雪こういったものがだいたい1億ぐらい不用額として出てくるんじゃないかと。

あとの例年でいきますと5千万から1億ちょっと大きな数字になりますが、そういうのが不用額で発生してきておりますので、先ほどの歳入とこの歳出を合わせますと、だいたい3億5千万から4億はこの決算で剰余が出ると。そういった中では仮に4億出た場合に、2分の1財政調整基金に積みば2億が繰越金として令和5年度で活用できるという見込みを踏んだ結果、今回のこの調整財源として、455万4千円を計上させていただ

いたというような内容でございます。

- 南谷議員 保健福祉課で大変詳しい説明をしていただいたんですけど、僕ここを見たときにこの補正書を見たら予防接種委託料が2千飛んで19万6千円で、実質に係る予防接種委託料が1,600万。段取りに2千万で、実質が1千6百万だと、僕の頭ではちょっとなぁという思いがしたんです。直接できなかったのかなって今説明、詳しい説明していただいたから分かったんですけども、再度確認するんですけども、65歳以下、以上、町民はコロナウイルスワクチンを今年、はっきり言ってどういう人が医療従事者とか子どもたちとかいっぱいいると思うんですけども、今年度これから町民は接種の予定っていうのは厚岸町ははっきり不確定な部分はいいですから、65歳以上は何回ですよ、いつ頃ですよっていうことできちんと答弁してください。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今年度の接種のスケジュールに関してのご質問かと思えます。今年度の接種につきましては優先順位としましては、春夏の予防接種につきましては医療従事者、基礎疾患、高齢者の方が対象となります。対象人数としましてはこれで3,800人ほどの人数となりますが、実際に受ける方につきましては全員が受けるわけではありませんので、ある程度の接種枠を設けた上で、接種率が一応68パーセントほどに設定をしております。

接種スケジュールにつきましては、5月の連休明け以降から医療機関、医療従事者等の接種を開始してございます。その後、64歳以下の方に対しても基礎疾患の確認を行って予約するというような形で文書を発送させていただきましたが、医療従事者の部分につきましては連休以降から始めまして、基礎疾患の対象の方が6月上旬から先行接種として行う予定となっております。さらには高齢者の接種の開始につきましては6月の中旬頃から行う予定となっております。この部分につきましては広報4月号に記載をさせていただいております。6月から8月で、わかりやすい部分では65歳以上の方、基礎疾患を持つ12歳から64歳の方、医療従事者、高齢施設従事者の方が対象ということで、6月から8月の間で今お話しした段階別に時期をずらして行う予定となっております。

さらには9月以降の接種であります。今現在の予定では9月上旬から医療従事者、基礎疾患者の接種を始める予定となっております。9月の中旬以降高齢者を開始したいと考えております。その後、64歳以下の方の接種を開始するんですが、これにつきましては現在医療機関との調整中ということで、まだ確定をしております。この時期にはインフルエンザの接種が始まる時期でもありますので、これを医療機関としましても複数の予防接種を同様に扱うというようなことも接種リスクになりますので、期間を分けてやりたいという風に考えていますが、秋冬についてはまだ確定はしていません。

以上であります。

- 議長（大野議長） 他ございませんか。

（なし）

●議長（大野議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議長） 日程第22「閉会中の継続調査申出書」を議題とします。

次期定例会までの間、各常任委員会及び議会運営委員会の継続調査申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（大野議長） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（大野議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、令和5年厚岸町議会第2回臨時会を閉会します。

午後3時18分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和5年5月12日

厚岸町議会

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---